

- 1 資産の種類** … 以下の数字で記入してください。
1＝構築物、2＝機械及び装置、3＝船舶、4＝航空機、5＝車両及び運搬具、6＝工具、器具及び備品
経理上「建物」や「建物附属設備」で分類している資産を申告する場合は便宜上、「1」で申告してください。
- 2 資産コード** … 記入不要。(大津市で各資産にコードを振り分けます。)
- 3 資産の名称等** … 具体的な資産の名称を記入してください。
- 4 数量** … 資産の数を記入してください。一式、一組、など資産毎の単位でも結構です。不明な場合も空白にはせずに一式として「1」を記入してください。
- 5 取得年月** … 和暦で資産を取得した年月を記入してください。年号は「令和」=5、「平成」=4、「昭和」=3、「大正」=2です。
1月1日取得の資産の場合は、摘要欄に「1月1日取得」と記入してください。
移動資産の場合は、大津市に移動した年月ではなく、資産の取得年月を記入し、摘要欄に移動年月を記入してください。
相続資産の場合は、相続した年月ではなく、被相続人の取得年月を記入し、摘要欄に相続年月を記入してください。
- 6 取得価額** … 資産の取得価額を記入してください。取得価額の算定は原則、法人税及び所得税における扱いと同様です。
消費税の扱いについても、法人税及び所得税での処理方法に合わせてください。
ただし、「圧縮記帳」、「事業割合による按分」は償却資産では認められていませんので、次のとおり、その資産全体の本来の取得価額全額を記入してください。
● 圧縮記帳…圧縮額を含めた実際の取得価額
● 事業割合による按分資産(事業専用割合が100%ではない資産)※自転車及び荷車を除く
…事業専用割合に関わらず、資産の全額(事業専用割合100%とした場合の金額)
また、**共有資産については、持分を記入するのではなく、資産の総額(各共有者の持分の合算額)を記入してください。**
- 7 耐用年数** … 原則として、法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。
租税特別措置法の規定により損金算入した資産については、法人税及び所得税では即時償却されますが、償却資産の申告においては、資産の本来の法定耐用年数に基づき、耐用年数を記入してください。
- 8 増加事由** … 該当する番号を○で囲んでください。1＝新品取得、2＝中古品取得、3＝移動による受入れ、4＝その他
※3の場合は、移動前の市町名と移動年月、4の場合はその理由は摘要欄に記入してください。
- 9 摘要** … 非課税、課税標準の特例、短縮耐用年数、増加償却の適用資産についてその旨記載してください。
増加事由について、その他特記すべき事項(前年度申告もれ資産など)があれば記入してください。

種類別明細書(減少資産用)の記入例

❗ 減少・修正する資産を記入してください。

令和7年度

宛名番号
0601234032

資産の種類
行番
番号

資産のコード
(資産コード)

資産の名称等

数量

取得年月
年
月
号

取得価額
千円
百円

耐用年数

※課税標準の特例コード

減少の事由及び区分
1売却 2滅失 3移動 4その他

※特記事項

所有者名
株式会社〇〇商事

枚のうち
枚

01	550011011						895,000		1-2-3-4	1-2		
02	220000488						655,000		1-2-3-4	1-2		
03	662001238						150,000		1-2-3-4	1-2		
04	275020123			1			250,000		1-2-3-4	1-2	草津市へ移動 数量(4→3) 価額(1,000,000→750,000)	
05	222001018								1-2-3-4	1-2	名称修正	
06	660002017			4					1-2-3-4	1-2	数量修正(6→4)	
07	660008102			5	5	2			1-2-3-4	1-2	取得年月修正(R4.12→R5.2)	
08	110000039						△ 10,000		1-2-3-4	1-2	増額修正(100,000→110,000)	
09	662001049						355,500		1-2-3-4	1-2	減額修正(676,200→320,700)	
10	660002109							6	1-2-3-4	1-2	耐用年数修正(10→6)	
11									1-2-3-4	1-2		
12									1-2-3-4	1-2		
13									1-2-3-4	1-2		
14									1-2-3-4	1-2		
15									1-2-3-4	1-2		
16									1-2-3-4	1-2		
17									1-2-3-4	1-2		
18									1-2-3-4	1-2		
19									1-2-3-4	1-2		
20									1-2-3-4	1-2		
小計							2,295,500					

減少の場合

一部減少の場合

内容修正の場合

第二十六号様式別表二(提出用)

1 減少した資産

1 資産の種類 … 同封の【償却資産前年度課税明細書】を参照して、減少する該当資産の種類を記入してください。

2 抹消コード … 減少する該当資産の【償却資産前年度課税明細書】に記載された資産コードを記入してください。

6 取得価額 … 【償却資産前年度課税明細書】を参照して登録されている価額を記入してください。

8 減少の事由及び区分 … 減少の事由は「1 売却」、「2 減失＝売却と移動以外」、「3 移動」の該当するものに、減少の区分は「1 全部」に○を付けてください。

9 摘要 … 必要なことがあれば適宜記入してください。

2 一部を減少した資産

1 資産の種類 … 同封の【償却資産前年度課税明細書】を参照して、減少する該当資産の種類を記入してください。

2 抹消コード … 減少する該当資産の【償却資産前年度課税明細書】に記載された資産コードを記入してください。

4 数量／6 取得価額 … 減少した数量や金額を記入してください。

8 減少の事由及び区分 … 減少の事由は「4」以外のいずれか該当するものに、減少の区分は「2 一部」に○を付けてください。

9 摘要 … 減少した具体的な内容(数量 4 → 3、価額 1,000,000 → 750,000 等)を記入してください。

3 内容を修正した資産

1 資産の種類 … 同封の【償却資産前年度課税明細書】を参照して、修正する該当資産の種類を記入してください。

2 抹消コード … 修正する該当資産の【償却資産前年度課税明細書】に記載された資産コードを記入してください。

3 資産の名称等／4 数量／5 取得年月／7 耐用年数 … 変更があるものについて、修正後の数値等を記入してください。

6 取得価額 … 修正により増加や減少した金額(差額)を記入してください。増額の場合は数字の前に△を記入し、減少額の小計を計算する際は、減額してください。

8 減少の事由及び区分 … 減少の事由は「4」に○を付けてください。区分は記載不要です。

9 摘要 … 修正した具体的な内容(増額修正 100,000 → 110,000、耐用年数修正 10 → 6 等)を記入してください。
その他必要なことがあれば適宜記入してください。

※取得年月、取得価額、耐用年数に修正があった場合は、取得時に遡って評価額を再計算することになりますのでご注意ください。
資産を一部減少した場合は、修正ではなく、「2 一部を減少した資産」を参照してください。

【主な償却資産の耐用年数】

(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表1、2より抜粋)

資産の種類	年	資産の種類	年	資産の種類	年
1 構築物、建物附属設備		印刷業又は印刷関連業用設備		家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品	
電気設備(照明設備を含む。)		デジタル印刷システム設備	4	応接セット	
蓄電池電源設備	6	製本業用設備	7	接客業用のもの	5
その他のもの	15	新聞業用設備		その他のもの	8
給排水又は衛生設備及びガス設備	15	モノタイプ、写真又は通信設備	3	ベッド	8
冷房、暖房、通風又はボイラー設備		その他の設備	10	陳列棚及び陳列ケース	
冷暖房設備		その他の設備	10	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
(冷凍機の出力が22kW以下のもの)	13	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	9	その他のもの	8
その他のもの	15	窯業又は土石製品製造業用設備	9	冷房用又は暖房用機器	6
陳列棚、カウンター(店用簡易装備)	3	金属製品製造業用設備		電気冷蔵庫、電気洗濯機	6
可動間仕切り		金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6	その他これらに類する電気又はガス機器	
簡易なもの	3	その他の設備	10	カーテン、座ぶとん	3
その他のもの	15	電気機械器具製造業用設備	7	事務機器及び通信機器	
ビニールハウス(農業用)		情報通信機械器具製造業用設備	8	電子計算機	
主として金属造	14	輸送用機械器具製造業用設備	9	パソコン	4
主として木造	5	農業用設備	7	(サーバー用のものを除く。)	
その他のもの	8	林業用設備	5	その他のもの	5
広告塔、野立看板		水産養殖業用設備	5	複写機、ファクシミリ	5
金属造	20	総合工事業用設備	6	時計、試験機器及び測定機器	
その他のもの	10	道路貨物運送業用設備	12	時計	10
緑化施設及び庭園		倉庫業用設備	12	度量衡器	5
工場緑化施設	7	運輸に附帯するサービス業用設備	10	試験又は測定機器	5
その他の緑化施設及び庭園	20	飲食料品卸売業用設備	10	光学機器及び写真製作機器	
(工場緑化施設に含まれるものを除く。)		飲食料品小売業用設備	9	オペラグラス	2
舗装道路及び舗装路面		宿泊業用設備	10	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷、アスファルト敷、木れんが敷、ビチューマルス敷	15	飲食店業用設備	8	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡	8
へい		洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13	看板及び広告器具	
コンクリート造、コンクリートブロック造	15	自動車整備業用設備	15	看板、ネオンサイン及び気球	3
石造	35	太陽光発電設備	17	容器及び金庫	
木造、金属造	10	3 船舶		金庫	
		モーターボート	4	手さげ金庫	5
		2 機械及び装置		その他のもの	20
		5 車両及び運搬具		理容又は美容機器	5
食料品製造業用設備	10	フォークリフト	4	医療機器	
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10	6 工具、器具及び備品		消毒殺菌用機器	4
繊維工業用設備		測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む。)	5	手術機器	5
炭素繊維製造設備	3	治具及び取付工具	3	血液透析又は血しょう交換用機器	7
黒鉛化炉	7	型(型枠を含む。)、鍛圧工具及び打抜工具		調剤機器	6
その他の設備	7	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型	2	歯科診療用ユニット	7
その他の設備	7	その他のもの	3	光学検査機器	
木材又は木製品(家具を除く。)	8	切削工具	2	ファイバースコープ	6
製造業用設備				その他のもの	8
家具又は装備品製造業用設備	11			娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12			パチンコ器	2
				スロット器	3
				スポーツ具	3



③ 折り

520-8575

切手を
貼り付けて
ください

⑥ 山折り

宛

償却資産申告書在中

(受取人) 滋賀県大津市役所

総務部資産税課

1号3番

(受取人)

大津市役所

総務部資産税課

1号3番

〒

(差出人)

名

姓

① 折り

⑦ のりしろ

④ のりしろ

④ のりしろ

⑦ のりしろ

⑤ のりしろ

※

提出前に確認をお願いします。

❑ この申告に添付する者の係及び氏名欄または
税理士等の氏名欄に連絡先の記入はされていますか？

❑ 「16 資産の増減がある場合、」欄に
記入されていますか？

❑ 郵送用の封筒に切手は貼ったのでございますか？
※郵便料金の変更が希望の場合、切手を貼った返信用封筒を
同封させていただきますか？

❑ 控への返送を希望する場合、切手を貼った返信用封筒を
同封させていただきますか？

必要に応じてご利用ください

この封筒をご利用ください

- ①→②の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせてください。
- ③→④の順でのりしろにのりを塗りしっかりと貼り合わせます。
- ⑤→⑥の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ⑦→⑧の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ⑨→⑩の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ⑪→⑫の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ⑬→⑭の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ⑮→⑯の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ⑰→⑱の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ⑲→⑳の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ㉑→㉒の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ㉓→㉔の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ㉕→㉖の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ㉗→㉘の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ㉙→㉚の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ㉛→㉜の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ㉝→㉞の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ㉟→㊱の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ㊲→㊳の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ㊴→㊵の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ㊶→㊷の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ㊸→㊹の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ㊺→㊻の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ㊼→㊽の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。
- ㊾→㊿の順で山折りにします。しっかりと貼り合わせます。